

井田たかし 議会報告 vol.12
2024.7

描こう築こう！ 未来のあさひ

6月に行われました令和6年度第2回定例会において、一般質問に立ちました。
6月25日をもって定例会が閉会いたしましたので、一般質問の内容をご報告いたします。
これから、夏本番を迎えますが今年も厳しい暑さが続くと思われています。健康管理には十分留意し、本格的な夏をお楽しみください。

【令和6年度 第2回 定例会】

6月13日 一般質問 答弁内容

まちづくりについて

問 昨年度、都市計画見直し事業の説明において、将来的にコンパクトなまちづくりを目指す方針であると伺ったが、そこに向けての具体的な施策はあるか伺う。

答 現在行っている今回の都市計画の見直しでは、コンパクトなまちづくりへの方針は無い。これまでどおり市総合戦略等と調整を図りながら、市全体の均衡ある発展を目指して、地域の住環境の向上に努めていきたい。

問 JR総武本線の旭駅周辺は、もともと人口が集中していたが、近年は、干潟駅と飯岡駅周辺にも住宅地が増え、この三つの駅を核として人が集まってきており、自然とコンパクトシティが形成されつつあるように思われる。駅単位においてまちが発達していくことは、まちづくりの観点からも理想であると考えられる。旭市総合戦略においても、この地域は都市拠点、地域生活拠点として位置づけられているが、それに対しての市の見解を伺う。

答 コンパクトシティの形成については、国において人口減少や少子高齢化、都市の空洞化、そういったことが進行する中で、一定程度の人口密度を維持しながら、生活サービス水準が確保された、持続可能なまちづくりとして提唱されているものである。

一方で、コンパクトシティ、こちらについては各種公共施設のほか、道路や橋梁など既存インフラの統廃合、住み慣れた場所からの移住、そういった様々な課題があるので、本市の都市計画では、市全体の均衡ある発展を目指し、地域の住環境の向上に努めてまいりたいと考えている。

問 干潟駅周辺は用途地域として住居系の指定はあるが、今回の見直し事業では飯岡駅周辺は無指定のままとなっている。住居系の指定をすれば土地の価値も上がると考える。また、この住宅が集中していく地域に向け、公共下水道を拡張する考えはないのか。

答 ご指摘のとおり、用途地域として指定されることで土地利用に価値を見出すことも考えられる。JR飯岡駅周辺の用途指定については、都市計画を見直す中で検討を行っている。この地域については今後、小・中学校の再編のほか旧海上中学校の跡地、そちらの利用など、土地利用に関する重要な事項が決定されていくことになるので、どのような用途がよいのか、用途指定の必要性も含めて検討してまいりたい。

下水道については、市の人口が減少傾向にある現状から、公共下水道の全体計画の見直しを行った結果、事業の効率や採算性の面から新たに拡張を行う計画は無い。

しかしながら、JR飯岡駅周辺の土地利用については、今後市として検討を行う場合は関係課と十分協議してまいりたい。

問 まちづくりの一つとして、都市の風致というもの重要であると考えている。今回の都市計画見直しにおいて風致地区の指定はされていないが、風致地区を制定することにより、良好な自然的景観の保持を維持し、無秩序な開発を防ぐことができる。本市で言えば、飯岡灯台から海岸線沿いの地域は、良好な環境を保持すべき地域ではないか。風致地区の指定は、面積が10ヘクタール以上では県が、10ヘクタール未満では市の条例で指定することができるとなっているが、市としての見解を伺う。

答 ご指摘のとおり、今回の都市計画の見直しでは、都市計画法に規定する風致地区の指定は考えていない。都市の良好な自然環境の維持を目的としている風致地区の指定に関しては、自然豊かな本市の都市環境を保全する上で効果的であると考えている。

また一方で、風致を維持するために、建物の高さや色彩、デザイン、建蔽率など、通常の規制より厳しくなることが予想されるので、他市の事例等を研究しながら適切な風致について考えてまいりたい。

問 旭駅前から銀座通り周辺は空き地や駐車場が多く、閑散としているように感じる。中央地区で生まれ育った私にとっては非常に寂しく感じる。そこで、中央商店街の活性化に向け市として何ができるのか、今後の対応について伺う。

答 商業活性化推進事業として、空き店舗活用事業を実施している。これは、市内の空き店舗の利活用の促進を通じて商業振興と活性化を図り、地域経済の発展、創業支援を目的として、空き店舗の改装費や賃借料を補助する事業である。当初は中心市街地を対象としていたが、何度かの制度改正を経て、現在は対象地域を市全域に拡大し、改装費と賃借料の補助の併用も可能となっている。令和5年度は新規申請が8件あるなど多数の利用者がいるので、中心市街地も含めた市内の商業活性化に結びついているものと考えている。

また、商店街等施設及び景観整備事業補助金として、商店街の駐車場借上料及び商店会等が実施する街路灯などの整備に対しても助成を行っている。本事業を行うことで市内商店街の振興、地域経済活性化の一助になっているものと考えている。これらの支援事業について、



問 市として、中央商店街または、ほかの商業を営む方との意見交換を行うような機会はあるのか。あったとすれば、どのような要望・意見が出ているのか。それに対しどのような対応ができたのか。または、これからの対応策はあるのか伺う。

答 改めて意見交換会といった機会は設けていないが、商工会の総代会や商工会青年部の総会、そのほか商業振興連合会の総代会などに出席して、意見交換を行う機会があった。その中で聞こえてきた要望・意見については、まず、プレミアム付き共通商品券の実施についての要望であった。プレミアム付き商品券について、令和元年度はプレミアム率を10%で実施していたが、新型コロナまた急激な物価高騰により停滞した地域経済活動への影響を鑑み、令和2年度から令和5年度まで、プレミアム率を30%に増額して対応してきたところである。今後の実施に際しては、商業振興連合会の要望を受け、社会情勢や地域経済等の状況、これらの動向を注視しながら検討していきたいと考えている。

また、プレミアム付き共通商品券並びに通常の商品券も含めてだが、デジタル化についての意見もあった。デジタル化については、メリット、デメリットがあるので、こちらは商業振興連合会や商工会などの関係機関とコミュニケーションを図りながら、調査研究してまいりたいと考えている。

今後、商店街や他の商業を営む方との意見交換については、様々な業務を行う中で、実際に我々が町に出て事業者の声を聞きながら情報収集を行ったり、市で行っている地域振興交流会、このような機会でも様々な業態の方々との意見交換を行ってまいりたい。

問 自分は子どもの頃から中央地区で学び、育った。冒頭でも申し上げたように、現状の閑散とした商店街を見るのは寂しいものがある。市長も副市長も第二中学校出身なので、子どもの頃は町なかで遊んだ記憶があるのではないかと。年に1度の七夕まつりでは多くの人が行き交い、賑わいを取り戻す。

そこで、これは一例だが、埼玉県の中ほどに北本市というところがある。ここは人口6万5,000人で本市と同規模だが、まちに愛着を持ち住み続けてもらうこと、仮に人口が減ったとしても、多くの人がまちの活動に参加し関わることで、まちの活力を維持することを目的として「屋外仮設マーケット事業」というものを令和2年度から2か月に1回行っており、この取組は、令和4年全国広報コンクールにおいて内閣総理大臣賞を受賞した。本市においては、七

夕まつりのほか産業まつりもあるので、この他に年に1度でも2度でも、こういう取組を行うことはできないのか伺う。

答 埼玉県北本市では、人口減少の中でも活力を維持し、市の暮らしの魅力向上、発信をすることで、愛着や定住意欲を高めることを目指した、いわゆるシティプロモーションの一環として、屋外仮設マーケットを実施し、にぎわいづくりに貢献している。

本市でもこういった取組はとのご提案であった。本市では、商店街等活性化のための事業補助金ということで、商店街などが行うイベント等につきまして助成のほうを行っている。これは中央地区に限らず、市内各商店街等が行うイベントに対して助成、これは補助率2分の1で、限度は30万円であるが、これらを行うことで商店街の活性化を図っているもので、昨年度は三つの商店会でセールや抽選会など、この補助金を活用して実施してきた。また、中央地区の旭本町通り商店街においては、直接国の補助を受けてイベントを実施するなど、商店会レベルで様々な取組を行っている。

市においては、今後も各種支援事業について継続して取り組んでいきたいと思うし、国や県の支援対策等も商店街の方々に情報提供しながら、商店街のにぎわい創出、活性化につなげていけるよう、バックアップしてまいりたいというふうに考えている。

要望 継続事業も大事だが、もっと大規模な事業もぜひ前向きにご検討いただければと思う。

農業の振興について

問 市内農地のうち農用区域に指定されている割合を伺う。農地全体の面積と農用区域に指定されている面積の割合を教えてください。

答 農用区域は、旭市農業振興地域整備計画により指定している。令和6年1月現在の用途地域を除く農用地全体の面積は 7,728ヘクタールで、そのうち農用区域に指定されている農用地の面積は 5,917ヘクタール、76.6%となる。

問 農用区域の割合は 76.6%とのことだが、その除外要件を伺う。

答 農用区域は、旭市農業振興整備計画の農地利用計画において、農業振興地域内の農地のうち、今後10年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地として指定している。やむを得ず農地を転用する場合は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項第1号から第6号までに、農業振興地域からの除外要件が規定されている。

除外要件の1号は、農地転用が必要かつ適当であって、ほかの土地で代替が困難であること。第2号は、地域計画の達成に支障がないこと。第3号は、周辺農地の集団化や農作業の効率化などに支障を及ぼすおそれがないこと。第4号は、認定農業者等への農地集積に支障を及ぼすおそれがないこと。第5号は、水路や農道といった土地改良施設に影響を及ぼすおそれがないこと。第6号は、土地改良事業完了後8年を経過していること。以上、六つの要件を満たすことが必要となっている。

問 農業上の利用を確保すべき土地として農用区域の重要性は理解できるが、周辺の開発や土地利用の観点から、商業系の土地利用が適していると思うところもある。例えば、イオンタウン周辺は農用区域から除外することはできないか。

答 イオンタウン周辺については優良農地として農用区域に指定されており、令和元年度完了の仁玉地区が、基幹水利施設ストックマネジメント事業や、令和5年度完了の大利根用水国営施設機能保全改修事業の受益地であるため、除外要件の第6号要件に該当し、公共施設などの一部の例外を除き農用区域からの除外は認められていない。

問 この第6号の土地改良事業完了後の経過年数の要件は、大変重いものであると理解している。その中で、来年の4月から、認定農業者が農畜産物の加工販売施設や農家レストランなどを建てるために農地を転用する場合、県の許可が必要になると聞いているが、その内容を分かる範囲で教えていただきたい。

答 農水省は、第6次産業など農業経営の多角化を促す狙いとして、農地法施行規則と農地振興地域整備法施行規則を改正し、農地転用の新たな特例を設け、来年4月1日から施行するとしている。新たな特例により転用許可が必要となるのは、地域で生産された農畜産物を5割以上使う加工販売施設や農家レストラン、園芸ハウスや農機具倉庫といった農業生産施設も対象となっており、転用面積の規模に制限はなく、該当施設が市町村の定める地域計画に位置づけられていることが条件とされている。

要望 この緩和は、土地利用の観点からも大きな意味があると思うが、逆に無秩序な計画にもなりかねない。市として、その辺に對し慎重な対応をお願いしたい。

問 転入者農業チャレンジ支援金について、その支援の内容と過去の実績を伺う。

答 旭市転入者農業チャレンジ支援金は、旭市の新たな農業の担い手確保と地域農業の継続的な発展を促進するため、旭市の農業に従事する新規雇用就農者に対して支援金を支給している。支援金の内容は、本市に転入し農業に従事する50歳未満の、新規雇用就農者の家賃について、月額5万円を上限に最長3年間の支援金を支給するものである。実績については、令和4年度が3名、令和5年度が6名、令和6年度は、本日現在で3名となっている。

問 新規雇用就農者の家賃、月額5万円を上限に最長3年間の支援金を支給されるというのは、家賃の大半を賄えるという大変すばらしい制度であると思う。しかし、市外から来た方で、農業法人に勤めこの支援金をもらっていた方が、旭市内の農家の方と結婚し農業法人を辞めたら返還だと言われた。旭市の農家に嫁に行っているのに返還とはどういうことなのか伺う。

答 市では、市内に転入し、かつ農業に従事する新規雇用就農者に対して支援金を支給している。農業法人等を退職し農業以外の職業へ転職、いわゆる離農した場合だが、支給取消しとなり返還することになる。

問 市内に住んでいる人にも返還というのは、厳し過ぎるのではないか。見解を伺う。

答 本事業は、農業の担い手確保を目的として制度設計されている事業であるので、農業以外の職業へ転職した場合は返還することとなっている。一方で、雇用先を退職した場合であっても、引き続き市内に在住し就農される場合は返還の必要はないとしている。



問 市外から来て、たとえ離農したとしても本市に住み続けてもらえるのであれば、支給を終わりにするのはしょうがないとしても、今までの分を返還するというのはどうなのか。例えば、月5万円を1年間支給されていたら60万円となる。それを返すというのは大変なことだと思う。市独自の事業であれば見直しをすることはできないのか伺う。

答 支援金は、市の担い手確保のために支給しているものであり、雇用就農により技術などを学ぶことで、将来的には新規就農者としての独立を目指していただければ、旭市が独自に支援しているものである。離農を許容すると労働力確保を目的とした支援となってしまう、ほかの産業の雇用対策とのバランスが取れなくなるので、ご理解をお願いしたい。

要望 支給されていた方は、その期間、旭市に住み、農業に従事している。たとえ離農したとしても、市内に住んでいる方は何かしらの魅力があつてとどまってくれているのだと思う。しつこいようだが、支給取消しまででご検討いただければという要望する。



井田たかしが描く5つの「みらい図面」

- 旭市のブランドを全国へ発信し「**食のまち あさひ**」を定着させます。
- 一級建築士の経験を活かし「**安全なまち あさひ**」を造ります。
- 旭中央病院を中心とした「**豊かで安心なまち あさひ**」を確立します。
- 将来に希望が持てる「**住んでみたいまち あさひ**」を目指します。
- 東総地域の核となる「**未来のあさひ**」を創造します。

井田たかし 連絡先

〒289-2504 千葉県旭市二の2025-4
Fax. 0479-63-9761

Tel.070-4473-4667

E-mail : t.ida@hinosekkei.co.jp

井田たかし

検索

ホームページ



Facebook



Instagram

